平成２９年（フ）第７０号
群馬県佐波郡玉村町大字宇貫341番地３　川端荘１号
債務者　高貝八千代
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８２号
群馬県伊勢崎市八斗島町1583番地１　セブンハイツＣ103
債務者　佐藤　輝明
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８３号
群馬県伊勢崎市八斗島町1583番地１　セブンハイツＣ103
債務者　佐藤　淑子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９１号
群馬県渋川市赤城町溝呂木514番地７
債務者　南雲　優樹（旧姓深澤）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９６号
群馬県前橋市総社町総社3000番地２　シティーハイツサイネリア　Ｂ―101号
債務者　らあめん一陣こと　小池　祐貴
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３号
三重県松阪市東町116番地３、前住所三重県松阪市松ヶ島町889番地
債務者　秋田　飛鳥
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第２７１号
京都市右京区嵯峨朝日町１番地39
債務者　伊藤　　優
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３０３号
京都府向日市寺戸町辰巳９番地の９
債務者　村上　和子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３３１号
京都市伏見区深草西浦町２丁目115番地　グループホーム京都伏見の家、住民票上の住所京都市東山区五条橋東４丁目432番地
債務者　前野　弘子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
京都府亀岡市千代川町小林下戸23番地４　ひまわりハイツ２　102号、前住所京都府亀岡市千代川町小林西芝１番地38
債務者　上谷　真美
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
京都府船井郡京丹波町橋爪中山29番地１
債務者　鈴木　重幸
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
京都府福知山市問屋町81番地の１　ハイツトレンディ203号
債務者　小北恵里奈（旧姓坪倉）
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第１９３号
堺市南区桃山台１丁３番３―104号
債務者　中村　　敦
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２６６号
堺市中区深井北町3176番地　阪和第二泉北病院内、住民票上の住所神戸市須磨区飛松町１丁目４番３号
債務者　森岡　公子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
大阪府羽曳野市島泉６丁目７番18―101号
債務者　本田　修一
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
大阪府羽曳野市島泉６丁目７番18―206号
債務者　本田喜代子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
高知市石立町221番地６
債務者　山下　　亮
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　高知地方裁判所破産係